

「いのちの壱」種糓提供に関する覚書

（以下甲という）と株式会社龍の瞳（以下乙という）
とは水稻品種『いのちの壱』（以下「本品種」と称する）の種糓（以下「本種糓」と称する）
の栽培について次の通り覚書を取り交わす。

第1条（本覚書で提供する「本種糓」）

乙の販売する「本種糓」は、「いのちの壱」の発見者で唯一の原種管理者である株式会社龍の瞳代表取締役今井隆が提供した原原種により、委託を受けた原種管理者である株式会社中島稻育種研究所において原種管理された種糓由来のものである。

第2条（甲の遵守事項）

- 1) 甲は、「本品種」の品種特性に合致した育苗、栽培をする。乙は甲に対して、当該種苗、栽培の指針・指標、基準等に関する情報を適宜提供する。
- 2) 甲は、乙の了解を得ずに本覚書で提供された「本品種」にかかる種糓（以下、「本種糓」という。）を第三者に譲渡してはならない。
- 3) 甲は、本種糓を本覚書の趣旨に則り、必要に応じ毎年乙から購入するものとする。

第3条（乙の遵守事項）

- 1) 乙は、甲の本覚書の有効期間に属する年度の生産計画に必要な本種糓を、甲と打ち合わせの上で乙の出荷可能日に出荷する。
- 2) 乙は、甲に本種糓の栽培指導として最低限の技術情報を提供する。

第4条（収穫玄米の販売等）

甲は、本覚書き締結後は、本種糓を栽培し収穫した玄米、及び白米は「龍の瞳」以外の商品として販売ができる。乙の要請があったとき、甲はその販売先について、開示するものとする。また、甲は「龍の瞳」がすでに販売されている先には販売しないものとする。

株式会社龍の瞳の所有する登録商標（登録第4808726号、4870276号、5264869号、以下「乙商標」）並びに類似の商標を使用して販売することを禁じる。

第5条（本覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、契約締結日から翌年の3月末までとする。ただし、契約日が作付けの前年の場合は翌々年の3月末とする。有効期間満了日前1か月前までに書面による本覚書解除の申し出がない限り、本覚書と同一条件で自動的に1年間更新され、以降も同様とする。

第6条（損害賠償）

甲が本覚書に違反して乙に損害を与えた場合は、乙に対してその損害を賠償しなければならない。また、甲が違反した場合、乙は覚書での契約を解除する。

第7条（本種糓の販売価格）

本種糓の販売価格については、税込み1kg 4100円、4kg袋で同15,500円（検査済み種糓・北海道、沖縄を除き送料15000円以上は無料）とし、決済は代引きとする。

第8条（原種由来ではない不正ないのちの壱の取り扱い）

第1条で定める原種の種糲以外の「いのちの壱」種糲を販売しているものが判明したときは、甲は速やかに乙に報告し、いのちの壱の原種の知的財産を守るものとする。

第9条（原種証明）

乙は、本種糲が原種であることを証明するために、本覚書の有効期間内において、前記商標を第4条で定める販売に際して原則使用ことができる。

乙は下記のロゴマークを印刷した精米袋を下記の金額で販売し、甲は購入することができる。乙はシールも販売し価格は下記の通りとする。契約期限が過ぎて使用しなかった米袋やシールは、当該契約以外で不正に使用することはできない。

第10条（栽培への要望）

いのちの壱の栽培にあたっては、甲は、自然環境にやさしい稻作を目指す理念にのっとり、少なくとも特別栽培米の基準を満たすよう努力しなければならない。

第11条（協議）

本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙互いに誠意を持って協議解決する。

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　〒
住所
氏名　　印

乙　　〒509-2512
住所　岐阜県下呂市萩原町大ヶ洞1068
株式会社　龍の瞳
代表取締役　今井隆　　印

記

何れも税抜き	精米袋 2 kg 100 円	シール 1 kg 30 円
	精米袋 5 kg 170 円	シール 2 kg 50 円
		シール 3 kg 70 円
		シール 5 kg 90 円



いのちの壱商標マーク